

令和6年第2回

千葉県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会議案

千葉県後期高齢者医療広域連合



## 目 次

議案第 1 号	千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	1 頁
議案第 2 号	千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の改定について ..	5 頁
議案第 3 号	令和 5 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について .....	8 頁
議案第 4 号	令和 5 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について .....	9 頁
議案第 5 号	令和 6 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号) .....	別冊
議案第 6 号	令和 6 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第 1 号) .....	別冊
議案第 7 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について ..	10 頁



## 議案第1号

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月8日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

### 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正並びに一部負担金及び保険料の徴収猶予の取扱いに係る見直しに伴う所要の改正を行うため。

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第29条」に、「第31条」を「第30条」に改める。

第19条第1項中「6か月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

第27条を削り、第28条を第27条とし、第29条を第28条とする。

第30条中「前4条」を「前3条」に改め、同条を第29条とする。

第7章中第31条を第30条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第19条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第10条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 被保険者 (第2条)</p> <p>第3章 後期高齢者医療給付 (第3条)</p> <p>第4章 保健事業 (第4条)</p> <p>第5章 保険料 (第5条—第25条)</p> <p>第6章 罰則 (第26条—<u>第30条</u>)</p> <p>第7章 補則 (<u>第31条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第19条 広域連合長は、被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第27条 広域連合は、法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められて</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 被保険者 (第2条)</p> <p>第3章 後期高齢者医療給付 (第3条)</p> <p>第4章 保健事業 (第4条)</p> <p>第5章 保険料 (第5条—第25条)</p> <p>第6章 罰則 (第26条—<u>第29条</u>)</p> <p>第7章 補則 (<u>第30条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第19条 広域連合長は、被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月<u>(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)</u>以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p>

これに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第28条 (略)

第29条 (略)

第30条 前4条の過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(規則への委任)

第31条 (略)

第27条 (略)

第28条 (略)

第29条 前3条の過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(規則への委任)

第30条 (略)

## 議案第2号

千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の改定について

千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画を別紙のとおり改定する。

令和6年11月8日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

### 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、健康保険証の廃止に係る所要の改定を行うため。

千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の改定案新旧対照条文

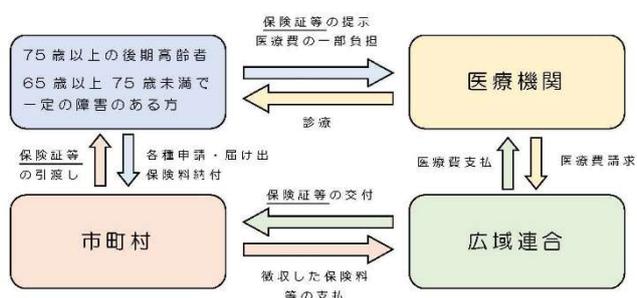
(下線部分は改定部分)

改 定 前	改 定 後				
<p>第3 広域連合及び関係市町村が行う事務</p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務 〔広域連合〕</p> <p>被保険者台帳により被保険者資格情報を管理し、被保険者資格の認定（取得及び喪失の確認、政令で定める障害がある旨の認定）、<u>被保険者証・被保険者資格証明書</u>の交付決定などを行います。</p> <p>〔関係市町村〕</p> <p>広域連合が被保険者の資格の認定を行う事ができるよう、住民基本台帳の情報など被保険者に関する情報を広域連合に提供するとともに、被保険者の認定に関する申請及び届出の受付、<u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し及び返還の受付など、窓口における受付事務を行います。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">資 料 編</p> <p>資料1 千葉県後期高齢者医療広域連合規約別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 被保険者証及び資格証明書の引渡し 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務</td> </tr> </tbody> </table>	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 被保険者証及び資格証明書の引渡し 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務	<p>第3 広域連合及び関係市町村が行う事務</p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務 〔広域連合〕</p> <p>被保険者台帳により被保険者資格情報を管理し、被保険者資格の認定（取得及び喪失の確認、政令で定める障害がある旨の認定）、<u>資格確認書</u>の交付決定などを行います。</p> <p>〔関係市町村〕</p> <p>広域連合が被保険者の資格の認定を行う事ができるよう、住民基本台帳の情報など被保険者に関する情報を広域連合に提供するとともに、被保険者の認定に関する申請及び届出の受付、<u>資格確認書等</u>の引渡し及び返還の受付など、窓口における受付事務を行います。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">資 料 編</p> <p>資料1 千葉県後期高齢者医療広域連合規約別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 <u>資格確認書等</u>の引渡し <u>資格確認書等</u>の返還の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務</td> </tr> </tbody> </table>	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 <u>資格確認書等</u> の引渡し <u>資格確認書等</u> の返還の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務
事務内容					
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 被保険者証及び資格証明書の引渡し 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務					
事務内容					
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 <u>資格確認書等</u> の引渡し <u>資格確認書等</u> の返還の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務					

### 資料3 後期高齢者医療制度のしくみ

千葉県内の関係市町村が設立した広域連合が財政運営全般を行い、関係市町村は保険料徴収と窓口業務を行います。

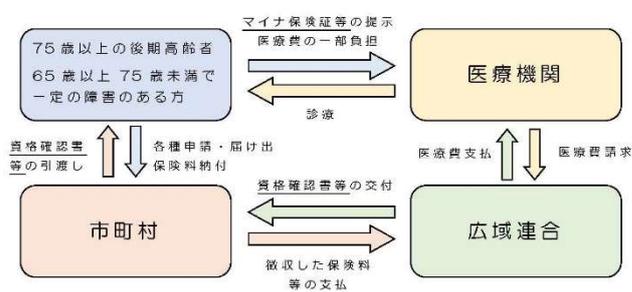
後期高齢者は保険料を納付し、広域連合が交付する被保険者証または健康保険証利用の申込みを済ませたマイナンバーカードを医療機関に提示し診療を受けることとなります。



### 資料3 後期高齢者医療制度のしくみ

千葉県内の関係市町村が設立した広域連合が財政運営全般を行い、関係市町村は保険料徴収と窓口業務を行います。

後期高齢者は保険料を納付し、健康保険証利用の申込みを済ませたマイナンバーカード 又は広域連合が交付する資格確認書を医療機関に提示し診療を受けることとなります。



## 議案第3号

令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算  
の認定について

令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年11月8日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

### 提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により認定を求める。

## 議案第4号

令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算  
の認定について

令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を、別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年11月8日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井崎 義治

### 提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により認定を求める。

## 議案第7号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

令和7年3月31日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年11月8日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井崎 義治

### 提案理由

布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める必要があるため。

## 千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合格約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項及び第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改め、同表第3条第1項第4号に掲げる事務の項中「鋸南町 布施学校組合」を「鋸南町」に改め、同表第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

### 附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後																																
別表第1 (第2条関係) (略) <u>印旛利根川水防事務組合 布施学校組</u> <u>合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> (略)	別表第1 (第2条関係) (略) <u>印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二</u> <u>町環境衛生組合</u> (略)																																
別表第2 (第3条第1項関係)	別表第2 (第3条第1項関係)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>共同処理する団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号 に掲げる事務</td> <td>(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 布施学校</u> <u>組合 匝瑳市ほか二町</u> <u>環境衛生組合</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第3号 に掲げる事務</td> <td>(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 布施学校</u> <u>組合 匝瑳市ほか二町</u> <u>環境衛生組合</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第4号 に掲げる事務</td> <td>(略) <u>鋸南町 布施</u> <u>学校組合</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第11号 に掲げる事務</td> <td>(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 布施学校</u> <u>組合 匝瑳市ほか二町</u> <u>環境衛生組合</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	第3条第1項第1号 に掲げる事務	(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 布施学校</u> <u>組合 匝瑳市ほか二町</u> <u>環境衛生組合</u> (略)	(略)		第3条第1項第3号 に掲げる事務	(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 布施学校</u> <u>組合 匝瑳市ほか二町</u> <u>環境衛生組合</u> (略)	第3条第1項第4号 に掲げる事務	(略) <u>鋸南町 布施</u> <u>学校組合</u>	(略)		第3条第1項第11号 に掲げる事務	(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 布施学校</u> <u>組合 匝瑳市ほか二町</u> <u>環境衛生組合</u> (略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>共同処理する団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号 に掲げる事務</td> <td>(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 匝瑳市ほ</u> <u>か二町環境衛生組合</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第3号 に掲げる事務</td> <td>(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 匝瑳市ほ</u> <u>か二町環境衛生組合</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第4号 に掲げる事務</td> <td>(略) <u>鋸南町</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第11号 に掲げる事務</td> <td>(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 匝瑳市ほ</u> <u>か二町環境衛生組合</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	第3条第1項第1号 に掲げる事務	(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 匝瑳市ほ</u> <u>か二町環境衛生組合</u> (略)	(略)		第3条第1項第3号 に掲げる事務	(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 匝瑳市ほ</u> <u>か二町環境衛生組合</u> (略)	第3条第1項第4号 に掲げる事務	(略) <u>鋸南町</u>	(略)		第3条第1項第11号 に掲げる事務	(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 匝瑳市ほ</u> <u>か二町環境衛生組合</u> (略)	(略)	
共同処理する事務	共同処理する団体																																
第3条第1項第1号 に掲げる事務	(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 布施学校</u> <u>組合 匝瑳市ほか二町</u> <u>環境衛生組合</u> (略)																																
(略)																																	
第3条第1項第3号 に掲げる事務	(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 布施学校</u> <u>組合 匝瑳市ほか二町</u> <u>環境衛生組合</u> (略)																																
第3条第1項第4号 に掲げる事務	(略) <u>鋸南町 布施</u> <u>学校組合</u>																																
(略)																																	
第3条第1項第11号 に掲げる事務	(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 布施学校</u> <u>組合 匝瑳市ほか二町</u> <u>環境衛生組合</u> (略)																																
(略)																																	
共同処理する事務	共同処理する団体																																
第3条第1項第1号 に掲げる事務	(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 匝瑳市ほ</u> <u>か二町環境衛生組合</u> (略)																																
(略)																																	
第3条第1項第3号 に掲げる事務	(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 匝瑳市ほ</u> <u>か二町環境衛生組合</u> (略)																																
第3条第1項第4号 に掲げる事務	(略) <u>鋸南町</u>																																
(略)																																	
第3条第1項第11号 に掲げる事務	(略) <u>印旛利根川水</u> <u>防事務組合 匝瑳市ほ</u> <u>か二町環境衛生組合</u> (略)																																
(略)																																	

